問題1)

- ① 企業が資金繰に窮した場合、債権者に依頼する再建手法の一つにリスケジュール (リスケ) がある。これは既存債務の約定返済が苦しくなった時に、現状と今後の見通しから返済可能なスケジュールを考えて、元利金の返済計画を見直し返済期間や弁済金額の約定の変更を行うことをいう。
- ② 平成21年にいわゆる「金融円滑化法」が施行され、中小企業がリスケの申込みを行なった場合 金融機関ができるだけ柔軟に対応するよう努力義務が定められた。そして同法が期限を迎えた平成25年以降も、金融庁は「金融機関が引き続き円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるべき」であることを表明しており、現在もリスケの申込みに対する実行率は高いといえる。
- ③ リスケが実施された企業は、金融機関が査定する債務者区分が悪化するなどの不利益を蒙ることがある。しかしながら金融庁発行の「貸出条件緩和債権関係Q&A」に「特に、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画(いわゆる「実抜計画」)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。」という条項があるなど、一定の条件を満たす場合に債務者区分の悪化を回避できる等の救済措置がある。
- ④ 「貸出条件緩和債権関係Q&A」における、いわゆる実抜計画の「実現可能性が高い」を満たす要件としては、1)計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。2)計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。3)計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。」などがあげられる。
- ⑤ 「貸出条件緩和債権関係 Q&A」における、いわゆる実抜計画の「抜本的な」を満たす要件としては、「概ね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう」とされており、中小企業であってもこの年限の緩和措置はない。

問題2)

- ① いわゆる「金融円滑化法」が平成25年に終了した後、経営危機が深刻化しつつある特に中規模以下の中小企業の事業再生支援する目的でいわゆる「特定調停スキーム」(以下「本特定調停スキーム」)が策定され運用されている。これは簡易裁判所の特定調停制度を活用した私的整理であり、同じ根拠法令に基づく私的整理であるいわゆる「事業再生ADR」とは対象企業の規模により棲み分けが行われている。
- ② 本特定調停スキームが対象とする中小企業(債務者)の事業規模の目安は、概ね年間売上 2 0億円以下、負債総額10億円以下の企業とされている。また債務者側の要件としては、最低でも約定金利以上は継続して支払える程度の収益力を確保していることや、法的再生よりも私的再生のほうがふさわしい事情があることなどがあげられる。
- ③ 本特定調停スキームの事前準備としては、受任した弁護士が税理士・公認会計士等と協力し、調停申立て前に、財務・事業に関するデューデリジェンスを実施するなどして経営改善計画案を策定し、金融機関と調整して同意の見込みを得る必要がある。仮に、同意を得る見込みのないと判断される場合には、本特定調停スキームにはなじまないことから、他の私的整理手続や法的再生手続を検討することになる。
- ④ 本特定調停スキームの債務者側のメリットとしては 1) 申立費用が比較的低廉 2) 簡易裁判所の関与による正当性の確保 3) 非公開手続による倒産レッテルの回避 4) 金融機関のみを相手方にできるなど事業継続に有利 5) 一定の要件を満たせば欠損金の損金算入が可能 などがあげられる。
- ⑤ 債権者である企業が取引先等を再建するために債権放棄をした場合の税務上の取扱いについては、 合理的な再建計画に基づくものである等その債権放棄について相当の理由があるときは、その債 権放棄により供与される経済的利益の供与による損失は、税務上損金の額に算入することができ るとされている。そして本特定調停スキームにおいても同スキームに定められた手順により行わ れる限りにおいては原則として同様の措置が受けられる。

問題3)

- ① 法的整理とは、裁判所の関与のもとで法律に則って倒産手続が進められるものをいう。その中でも一般的には再建型倒産法制として会社更生法及び民事再生法、清算型整理法制として破産法及び会社法上の特別清算のもとで行われる手続をさす。私的整理とは、法的整理に基づく法的手続によらないで、債権者と債務者との合意により集団的に資産や負債を処理する総称として扱われる。
- ② 法的整理は、私的整理におけるデメリットを補完するために制定されたものであるが、その代償として私的整理では生じないデメリットが存在する。法的整理と私的整理のどちらを選ぶかの検討ポイントとしては、債権者の数、大口債権者や特殊な債権者の状況、時間的猶予、現経営陣の処遇などがあげられる。
- ③ 一般的に企業は規模が大きくなるほど多数の債権者を抱えており、その一つ一つと交渉をしていくのは多大な時間とコストを要する上、利害関係が複雑に絡み合うため調整は困難を要する。そのため、全債権者に対して効果が及ぶように制度的に担保し、整理手続を行いやすくすることが法的整理の制度目的である。
- ④ 金融機関が債権放棄に応じるかどうかはそのインセンティブに依存する部分が大きい。法的整理においては担保付融資は厳格に保護されるから法的整理に踏み切って大きな損失をこうむらなければ、金融機関は債権放棄に難色を示す。従って、担保付融資割合が低いほど、金融機関は私的整理において多額の債権放棄に応じる可能性が高くなる。
- ⑤ 法的整理のデメリットは、ブランド・イメージの低下による企業価値毀損が激しい点である。ただし、法的整理においては債権の大小により弁済率に差がつく事はなく、一旦再生案や更生案が裁判所に認可されると、当事者全員が従わなければならないため、大口債権者も小口債権者も債権カットに応じなければならない。従って、法的整理の下で小口債権者の債権カットの交渉の手間を省くことができるという面もある。

問題4)

- ① 民事再生法には、簡易再生手続の規定を設けることで手続の迅速化が図られている。簡易再生手続は、届出総債権のうち裁判所が評価した額の5分の3以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により再生計画案について同意し、かつ、再生債権の調査・確定手続を経ないことについて同意している場合、ただちに再生計画案決議のための債権者集会の招集決定が可能となる。
- ② 民事再生手続下における再生手続開始前の債権には、大きく分けて共益債権、一般優先債権、再生債権がある。一般優先債権とは一般の先取特権その他一般の優先権がある債権のうち共益債権以外を指し、手続開始決定前の雇用関係に基づく労働債権はこれに該当する。一般優先債権は、再生手続に関係なく弁済を受けることができる。
- ③ 民事再生法において別除権とは、担保権の実行を再生手続外で行い、債務者所有の担保権の目的 財産から優先的に弁済を受けることのできる地位のことである。ただし、担保権の実行によって も弁済の受けられない不足額については、担保権行使の代償として債権残額が切り捨てられるこ とになるため、留意が必要である。
- ④ 民事再生手続の終結は、監督委員又は管財人が選任されていない場合は、再生計画認可の決定が確定したときに裁判所が終結の決定を行う。監督委員が選任されている場合は、再生計画が遂行されたとき又は再生計画認可の決定が確定した後3年を経過したときに、申立て又は裁判所の職権で終結の決定を行う。管財人が選任されている場合は、再生計画が遂行されたとき又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったとき、申立て又は裁判所の職権で、終結の決定がなされる。
- ⑤ 会社更生法の場合、担保権について別除権がなく、原則的に更生手続に従うことになる。そのため、債権者の権利関係が複雑に絡み合っている場合に利用しやすく、大規模な再建を行わないと再建計画が構築できない場合に向いているといえる。

問題5)

- ① 会社更生手続は、株式会社に特化した再建型の倒産処理手続であり、対象企業の事業の維持・更生を図ることを目的としている。また、債権者及び債権額が多い比較的大規模な企業の再建を想定した制度であり、全ての利害関係者を手続に取り込み、会社の役員・資本構成・組織変更まで含んだ抜本的な再建計画の実行も可能である。
- ② 会社更生手続の申立ては対象企業自身、資本の10分の1以上にあたる債権を持つ債権者、あるいは10分の1以上の議決権を持つ株主が行うことができる。申立てを行うと、更生手続開始決定までの間に、強硬な債権取立てや経営陣による詐害行為などが行われないように、保全管理命令・監督命令・業務などに関する保全処分・中止命令・包括的禁止命令などの保全措置が取られる。
- ③ 更生計画は、更生債権者・更生担保権者・株主の決議での可決と裁判所の認可を得る必要がある。 更生計画可決には、更生債権者の組・更生担保権者の組・株主の組の全ての組においてそれぞれ 議決権の総数議決権の過半数以上の同意を必要とされる。
- ④ 会社更生手続の開始決定後は、事業経営及び会社財産の管理処分は管財人に移転し、旧経営陣の権限がなくなる。そのため、同族企業など、経営陣の退陣により事業が成立しなくなる場合には、当該手続が選択肢として検討されないこともある。また、手続終了まで、経営陣は報酬を請求することができない。
- ⑤ 会社更生手続においては、手続開始前の更生債権、担保権付きの更生担保権は更生計画により弁済されることになる。一方、更生手続開始後に発生した共益債権は更生計画によらず、優先的に弁済される。共益債権には、更生申立ての費用のほか、従業員の給料及び退職金や原材料購入費など、対象企業の事業経営に必要な費用なども含まれる。

問題 6)

- ① 特別清算手続きは、会社法に規定される清算型の倒産手続であり、解散中の株式会社について、 清算の遂行に著しい支障を来す事情、又は、債務超過の疑いがある場合に、裁判所の命令により 開始され、その監督の下で行われる特別な清算手続きをいう。
- ② 特別清算における協定債権は、特別清算手続きの効力を受けることとなるため、清算株式会社が協定債権者に対して弁済をするためには、その債権額の割合に応じて弁済するか、裁判所により許可された協定に従い、弁済をしなければならない。ただし、例外的に、裁判所の許可を得て行われる、少額債権等に対する弁済がある。
- ③ 特別清算手続きが適さない会社としては、「そもそも会社解散決議の可決が難しい会社。」、「会社 債権者が多く、しかもその協力を得られる見込がない会社。」、「債権の存在につき争いがある会 社。」、「会社財産が散逸してしまっている会社。」などが挙げられる。
- ④ 特別清算は破産と同じく清算を目的とするが、「特別清算は株式会社のみに適用されること。」、「債務者である清算会社は管理・処分権を失わないこと。」、「債権の確定手続がないこと。」、「協定により債権者間の配当額に差を設けられること。」などの違いがある。清算人に従来の会社代表者が就任できないのは破産と同様であるが、一般に破産より債権債務の清算を円滑に行うことができ、多額の予納金を必要としないことから、大型倒産にも利用されやすい手続である。
- ⑤ 特別清算における協定の可決要件は、「債権者集会に出席した議決権を行使することができる債権者の過半数の同意。」及び「債権者集会に出席した議決権を行使することができる債権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する債権者の同意。」である。

問題7)

- ① 平成17年1月の破産法(改正破産法という)の施行により、大正12年施行の破産法(旧破産法という)は廃止となり内容も大く改正された。改正の目的としては、手続の簡素化や迅速化、蓄積された判例や実務動向の条文化、時代の要請への柔軟な対応等があげられる。
- ② 破産事件の管轄について改正破産法は、旧破産に規定されているものに加えて、親会社と子会社、 法人と代表者、連帯債務者相互、主債務者と保証人、夫婦等においてはいずれか一方について破 産事件が係属している場合には、他方についての破産手続開始申立は同一の裁判所にもすること ができることとした。
- ③ 旧破産法は、否認権について 1) 故意否認 2) 危機否認 3) 無償否認という体系で規定していたが、その適用要件について議論があった。そこで、改正破産法は否認条項を 1) 詐害行為の否認、2) 偏頗行為の否認という体系で規定しなおしかつそれぞれ行使の要件を明確にした。また無償否認に関する条文は消滅することとなった。
- ④ 旧破産法では利害関係を有する者は、旧破産法に別段の定めがある場合を除くほか即時抗告ができることとされていたが、改正破産法においては、改正破産法に特別の定めがある場合に限り即時抗告ができるとして、不服申立が出来る事項を限定した。
- ⑤ 旧破産法においては、適正価額での不動産の処分についても否認の対象となる恐れがあった。しかし、適正価額での売却について否認されることが広く認められると、取引の安全を害するばかりか、危機に瀕した企業が遊休資産等を売却して資金繰りにあてようとしてもできなくなり破綻を早めることにもなりかねないので、改正破産法では厳格な要件の下でこれを認めることとした。

問題8)

- ① 事業リストラクチャリングを行うM&Aの手法の一つとして事業譲渡がある。事業譲渡は会社の 事業の全部又は一部を他の会社に移転することである。事業譲渡は合併や会社分割などの画一的 な組織的契約とは異なり、売買契約によるものであるため、事業譲渡対象となる資産や負債を自 由に選択することができる。その反面、個々の資産・負債・権利義務などの移転について、個別 の手続が必要となるため、煩雑になり、コストもかかることになる。
- ② 事業譲受会社の企業グループが100億円以上の国内売上高である場合で、かつ30億円を超える他の会社の事業譲受を行う場合、事業譲受会社は公正委員会へ事前届出を行わなければならない。ただし、事業譲渡会社と事業譲受会社が同一企業グループに属している場合は届け出る必要はない。
- ③ 会社分割では、会社法などの規定に従って手続を行えば、対象とする事業に関する権利義務を承継することが可能である。しかしながら、当該事業に関して分割会社が取得していた許認可を、会社分割に伴って承継会社が承継できるかどうかは、各許認可の根拠となる法令が、承継の可否などを個別に定めているため当然に承継できるわけではない。
- ④ 事業譲渡により、事業譲受会社は事業譲渡契約で定められた債務を引き継ぐが、負債を個別に移転するため、簿外債務を引き継ぐリスクは低い。一方、事業譲渡会社は債務譲渡の行為そのものにより当該債務の免除を受けられるわけではないので、債権者の個別の同意を得なければならない。
- ⑤ 私的整理における事業譲渡が詐害行為に該当する場合には、事業譲渡会社の債権者は詐害行為取 消権の行使によって事業譲渡を取消することができる。しかし、会社更生手続に基づく事業譲渡 の場合は、事業譲渡の実施を含む計画案が債権者集会で可決され、裁判所が認可しているという 点から取消はすることはできない。

問題9)

- ① 事業リストラの一環として行われるM&Aの過程で利用される手法として、合併があげられる。 合併における消滅会社の株主への対価の交付については、旧商法では存続会社の株式に限定され ていたが、現行の会社法では存続会社の株式以外のものを認め、金銭その他の対価で交付できる ようになっている。これにより、いわゆる三角合併が解禁されたことになる。
- ② 会社合併の形態は、新設合併と吸収合併の2種類がある。吸収合併とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。新設合併とは2以上の会社がする合併のときに、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新規設立する会社に承継させるものをいう。
- ③ 会社合併を行う場合には、通常株主総会の特別決議及び債権者保護手続が必要になるが、会社更生手続下の更生計画に従う合併の場合は債権者保護手続のみが必要となる。
- ④ 合併の効力が発生するのは、新設合併の場合は会社設立の日、すなわち新設会社の設立登記完了 日であるが、一方吸収合併における合併の効力の発生は、合併契約書に定める日とされており異 なる。ただし第三者対抗要件の問題もあることから吸収合併においても合併に関連する登記は遅 滞なく完了させる必要がある。
- ⑤ 合併の場合、消滅会社の権利義務を原則としてすべて包括的に継承する。そのため何か見落としなどがあった場合には、多大な損害を受ける危険性があるため、専門家を活用して各種の調査や保全を行い、手続を進めていく必要がある。たとえば土壌汚染や産業廃棄物などに関連する事項はその一例である。

問題10)

- ① 会社分割等の組織再編成において、資産が移転する際にはその移転資産の譲渡損益(株式交換及び株式移転の場合には時価評価損益)に対し課税されるのが原則である。しかしながら当該再編が一定の要件を満たす場合前記資産の移転は非課税となり、その要件は適格要件と呼ばれ、要件を満たす会社分割を適格分割と呼ぶ。
- ② 適格要件を規定するにあたり、当事会社の直前の資本関係に応じて、企業グループ内の組織再編成として「100%関係の法人間で行う組織再編成」及び「50%超100%未満の法人間で行う組織再編」、それ以外として「共同事業を営むための組織再編成」に区分されそれぞれに要件は異なる。
- ③ 企業グループ内の組織再編成として「100%関係の法人間で行う会社分割」における適格要件は、金銭等不交付要件を満たす必要はあるものの、それ以外は100%関係が維持されていればよく他の要件は不要である。
- ④ 企業グループ内の組織再編成として「50%超100%未満の法人間で行う会社分割」における 適格要件は、金銭等不交付要件のほか 1)50%超関係の継続 2)主要な資産・負債の移転 3) 移転事業従業者の概ね80%が移転先事業に従事 4)移転事業の継続が必要となる。
- ⑤ 「共同事業を営むための会社分割」における適格要件は、金銭等不交付要件のほか 1)主要な資産・負債の移転 2)移転事業従業者の概ね80%が移転先事業に従事 3)移転事業の継続 4)事業の関連性があること 5)事業規模(売上、従業員、資本金等)が概ね5倍以内又は特定役員への就任 6)株主の移転対価である株式の継続保有(詳細要件あり)が必要となる。

問題11)

- ① 株式譲渡とは発行済み株式を譲り渡すことにより、会社の支配権を他人に移転することであり、中小企業のM&Aで利用される事例は多い。株式譲渡では、株主が代わるだけで、会社の事業がそのまま引き継がれるため、事業譲渡・合併・会社分割に比べ、譲渡人・譲受人ともに手続が容易であるというメリットがある。
- ② 会社法では、株式譲渡自由の原則が定められているが、オーナー企業が多い中小企業においては、 株式に譲渡制限を付していることが多い。このような場合、株主保護の観点から、株式取得者は 当該会社の譲渡承認を得られなければ、当該会社あるいは当該会社の指定する者に対し、取得株 式の買取請求を行えることとなっている。一方、当該会社は、買取請求を受けた場合、一定期間 内に、請求者に対し、買取条件などを通知しなければならず、通知をしない場合は、株式譲渡を 承認したものとみなされる。
- ③ 独占禁止法の規定により、株式の譲渡会社(甲)及びその子会社の国内売上高の合計が50億円を超え、かつ、株式の譲受会社(乙)の属する企業グループの国内売上高の合計が 20 0億円を超える場合において、乙の企業グループ全体が保有する甲の株式の議決権割合が、新たに20%又は50%を超える場合は、事前の届出が必要とされる。
- ④ 会社が買収防衛の目的で、取引先などとの個別契約において会社の主要株主の異動や経営陣交代などがあった場合、当該契約を終了したり、契約条件を変更したりする等いわゆるチェンジ・オブ・コントロールの条項を盛り込むことがある。
- ⑤ 金融商品取引法では、会社の取締役・従業員・その他会社の重要な情報にアクセスしうる者が、 その情報を知り、その情報の公表前に、当該会社の株式の売買を行うことは、インサイダー取引 として規制されている。また、役員や主要株主に対しては、自社株取引を行った場合に売買報告 書を提出することや空売り行為の禁止などが定められている。

問題12)

- ① 募集株式の発行の手法を利用して事業再生を図ることがある。募集株式の発行では、様々な種類株式を発行し、他人へ会社の支配権を持たせることが可能であるため、株式譲渡や株式交換など、対象企業の既存株式を他人に移転する場合に比べ、柔軟に事業の承継を図ることができるといえる。
- ② 事業再生において、多額の資金調達を必要とする場合には、配当優先の無議決権株式の発行を利用することも有効である。当該種類株主は普通株式に比べ高い配当金を受け取ることができる一方、議決権を行使することはできない。そのため、新たな株主からの経営関与を避けながら、資金調達をすることが可能となる。
- ③ 拒否権付株式は、企業オーナーが事業承継者の経営を監視する、あるいは敵対的買収の防衛などの目的で利用することができる。当該株式を利用すると、通常株主総会や取締役会で決議可能な事項であっても、定款で定めた一定の事項については、当該種類株主総会の決議がなければ、効力を生じなくさせることができる。また、当該種類株式には譲渡制限をかけられるため、常に友好的な株主に拒否権条項付株式を保有させることが可能である。
- ④ 募集株式の発行を行う場合、既存株主にとって、持株比率が低下することに加え、不公正な価格で新株発行が行われた場合に経済的な不利益を被る恐れがある。そのため、株主保護の観点から、募集株式の発行にあたって、募集株主の種類・数の上限・払込金額の下限の募集条件の決定、及び第三者への募集株式の発行については、株主総会の特別決議が必要とされている。
- ⑤ 事業再生を行う際、100%減資と第三者割当増資により、会社の債務超過と資本の欠損の解消を図ることもある。このとき、全部取得条項付種類株式を用いることで、株主総会の特別決議で100%減資をすることができる。なお、発行済み株式を全部取得条項付種類株式に変更するのには、株主総会、種類株主総会の特別決議が必要となる。

問題13)

- ① 株式交換とは、会社がその発行済株式の全部を他の会社に取得させ完全に親子関係となることを言い、株式交換により完全親会社、完全子会社となりうる会社の形態はともに株式会社に限られる。
- ② 株式交換に関する法律には、株式交換の手続の詳細を規定する会社法、投資家保護の観点から一定の場合について開示義務を定める金融商品取引法、主に公正且つ自由な競争を促進する観点から一定の取引分野の競争を実質的に妨げる株式の保有を規制する独占禁止法などがある。
- ③ 株式交換をするためには、当事会社において、当事会社の商号及び住所、完全子会社となる会社 の株主に対して交付する対価・割り当てに関する事項等、一定の事項を定めた株式交換契約を締 結する必要がある。
- ④ 株式交換の効力は、株式交換契約において株式交換の効力発生日と定められた日にその効力が生じるが、債権者異議手続が終了していない場合又は株式交換を中止した場合には、株式交換の効力は生じない。
- ⑤ 株式交換に際して、当事会社は、株主に株式買取請求の機会を与えるため、株式交換の効力発生 日の20日前までに、株式交換をする旨並びに相手会社の商号及び住所を通知又は広告し、株主 は、株主総会に先立って、当該会社に対して、株式交換に反対する旨の通知をし、かつ、株主総 会において株式交換に反対した場合には、株式交換の効力発生日の20日前からその前日までの 間に株式買取請求権を行使することができる。

問題14)

- ① 特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)とは、一般的に資産流動化を目的とし、資産を受け入れると共に、その資産価値及び将来の収益価値を担保に資金調達を行い、投資家に対し対象資産の運用・処分から生じるキャッシュフローを分配する法人をさす。うち、いわゆる「資産流動化法」に基づいて設立される特定目的会社(TMK)はSPCの一種である。
- ② 一般にTMKの機関構成は簡素化されており、特定資産と余剰資金及び資金調達の管理業務のみを行う。また、投資家保護のため、業務運営は国の監視下に置かれ、特定資産の運用計画及び資金調達計画である「資産流動化計画」等の届出が義務化されている。
- ③ TMKは一定の要件を充たすことにより、支払配当金は法人税法上損金となる。またTMKは導管(又はビークル)の役割を果たすため、一定の要件の下に、法人税等が減免される仕組みとなっている。
- ④ TMKは毎事業年度毎に、TMKの現況に関する事項、TMKの役員に関する事項等を記載した 事業報告書を作成し、定時社員総会の招集の通知に際して、社員に提供しなければならない。
- ⑤ TMKは、年度末における配当可能限度額の範囲内で、利益配当を行うことができる。ただし、 中間配当(金銭分配)を行うことはできない。

問題15)

- ① 企業価値を算定するうえで重要なデューデリジェンス項目に簿外債務がある。これは財務デューデリジェンスにおいて発見されることが多いが、法務デューデリジェンスにおいて認識される簿外債務の一つに未払残業代がある。こうした労務に関わる簿外債務は近年衆目をあつめつつあるが、その発見には労働関連法規への理解や社内規定の詳細な検証が不可欠である。
- ② 法務デューデリジェンスを実施する際、現在係属中の訴訟や紛争がある場合にはそれらについて 資料を閲覧したり、インタビューを行うことになり、その結果必要があれば減価項目として報告 もしくは実際に資産価値の減額を行うことになる。しかしながら特にM&Aを目的とするデュー デリジェンスの場合、売主はできる限り高額で会社を売却しようとするので、買収価格を下げる おそれのある事実や資料を積極的に開示しないことも考えられることに留意する必要である。
- ③ 法務デューデリジェンスの際に契約書関連でのチェックすべき条項の一つに競業禁止条項があるが、これは、例えば一定期間、一定地域において、特定の業務と競業する内容の業務等を行うことを禁止する条項である。内容としては、概括的に規定される場合もあれば、競業する業務の詳細を規定する方法など様式は様々であるが、いずれにしても今後の事業展開の制約となるおそれがある条項であるため注意が必要である。
- ④ 法務デューデリジェンスの際に契約書関連でチェックすべき条項の一つに違約金条項があるが、これは、契約当事者が契約違反行為を行った場合等に、損害額の立証により一定の金額の賠償金の支払義務が発生する条項である。ただし違約金条項で予定されていた金額があまりに高額である場合には、その賠償予定額は民法上の公序良俗違反等により、無効と判断されることもある。
- ⑤ 法務デューデリジェンスを実施する際の重要なチェック事項の一つに各種議事録の閲覧、検討がある。代表的な議事録に株主総会議事録、取締役会議事録などがあるが、チェックの目的は、各種機関における法令上必要な決議の有無や意思決定の経緯の確認、経営戦略や潜在的紛争等将来の事業計画に影響を与える事項の把握などである。

問題16)

- ① 取締役が自らの経営者責任を果たす方法として、辞任という選択肢がある。取締役は辞任の意思表示によって、いつでも取締役を辞任することができる。取締役と会社との関係は委任関係であるため、辞任について会社の同意や株主総会の決議は不要である。
- ② 取締役の解任は、理由の有無に関わらず、いつでも株主総会の特別決議で解任することができる。 ただし、任期満了前に正当な理由なく解任した場合、当該取締役は会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- ③ 取締役の解任について拒否権が付与された拒否権付種類株式が発行されている場合、当該種類株式にかかる種類株主総会の決議も必要となる。
- ④ 代表取締役は取締役会の決議により選定されており、引責等の理由で代表取締役を取締役に降格 させる場合も同様に、取締役会の決議で実施することが可能である。
- ⑤ 取締役の退任により会社法又は定款に定めた取締役の員数を欠くことになった場合、退任した取締役は、新たに選任された取締役が就任するまでの期間においては取締役としての権利義務を有する。

問題17)

- ① 民事再生手続は、個人が利用するためには手続的な負担が重く、また、担保権が別除権として保護されてしまうため、住宅ローンなどを抱えた債務者が担保となっている住宅などを保持したまま再生することが困難であった。そのため、経済的破産状態に陥った個人債務者が破産を避け、また、その住宅を手放さずに、再生するための民事再生手続の特則として、小規模個人再生に関する特則、給与所得者等再生に関する特則、住宅資金貸付債権に関する特則が創設された。
- ② 小規模個人再生の利用対象者は、個人債務者のうち、将来において継続的又は反復的に収入を得る見込みがあり、かつ、住宅資金貸付債権、別除権の行使によって弁済を受けることが見込まれる額、再生手続開始前の罰金等を除く負債の総額が3,000万円以下の者である。
- ③ 再生手続の申立ては、債務者のみならず債権者もすることができるが、債務者が小規模個人再生の利用を希望する場合、再生手続開始の申立てとは別に、債務者がこの申述を行う必要がある。
- ④ 小規模個人再生においては、管財人は債務者が法人である場合を対象とした制度であるから適用 はない。これにかわる機関として、個人再生委員の制度が設けられている。
- ⑤ 再生債権の弁済方法は弁済期が3カ月に1回以上到来する分割払いによること、最終の弁済期は 再生計画認可決定確定の日から3年後の属する月中の日であること(ただし、特別な事情がある 場合は5年を終えない範囲内であること)が要求されている。

問題18)

- ① 企業再建における従業員のリストラクチャリング手法の一つに整理解雇がある。整理解雇は経営者側の都合により行われ、また会社のほうが労働者よりも強い立場にあることから、整理解雇の有効性には厳格な要件が必要であると判例上は取り扱われている。
- ② 判例上、整理解雇が有効になるためには、人員削減自体の必要性、会社側の解雇を回避するための努力の程度、解雇対象者の人選の妥当性、労働者に対する説明責任が要求されている。
- ③ 労働協約において、人員整理の場合には労働組合との協議を義務付ける条項がある場合、具体的な人選やその当否について十分な協議を行っていない場合には、説明責任が満たされておらず協約違反で無効となる。ただし、労働協約上協議に関する条項がない場合には、労働組合側が組合員に対して説明を行えば足りるため、会社側は特に協議を行う必要はない。
- ④ 整理解雇回避のための努力とは、他の措置を何も講じずにいきなり人員整理に会社が走っていないかどうかがポイントになる。たとえば、希望退職・早期退職の募集や配置転換、賃金引き下げやワークシェアリングの実施実績などが考えられるが、会社として整理解雇は極力避けてきたが、最後のどうしてもやむを得ない手段であったかかどうかが判断基準となる。
- ⑤ 整理解雇にあたり解雇対象者の人選の妥当性とは、たとえば従業者に対しての労働力としての評価や労働者への生活の影響の程度などが判断基準として考えられる。すなわち、極めて主観的になりやすい対象者の選別について、合理的、客観的かつ公平性が考慮され、かつ会社が定めた判断基準にのっとって行われているかどうかが重視される。

問題19)

- ① 日本政策投資銀行(DBJ)は、1990年代後半以降の不良債権問題に伴う金融システム不安の克服に向け、多様な金融手法を用い、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展の支援を行っている。DBJの事業再生の取組みは大別して、融資(DIPファイナンス)と出資(事業再生ファンド)がある。
- ② DIPファイナンスとは、再建型倒産において事業を継続している債務者に対するつなぎ融資のことである。対象企業が倒産した後、実態以上の信用を失い、取引先・経営資源が離散し、再建が頓挫してしまうことがある。そのため、DBJはDIPファイナンスによる支援に積極的に取り組み、対象企業の倒産直後の信用劣化の防止やリストラ資金需要に対応している。
- ③ DBJのDIPファイナンスの適用要件は、1)事業の経済社会的有用性及び今後の発展可能性が 見込まれること、2)周辺地域の産業経済の健全な維持向上に資すること、3)再建計画策定の確実 性が見込まれること、4)償還確実性が確保されること、5)利害関係者の意向を確認することとさ れており、この5つの要件のうち少なくとも3つを満たす必要がある。
- ④ DIPファイナンスには、手続開始申立てから再建計画認可までの間のアーリーDIPファイナンスと再建認可後のレイターDIPファイナンスがある。実態以上の信用低下を防ぐため、アーリーDIPファイナンスの重要性は高く、DBJではアーリーDIPファイナンスにも積極的に取り組んでいる。しかし、再建計画認可の可能性が不透明であることから、非政府系金融機関によるアーリーDIPファイナンスの支援は限定的なものにとどまっており、その意味においても、DBJの取り組みの意義は大きい。
- ⑤ DBJ単独でDIPファイナンスを行うことはもちろん、他金融機関との協調融資を行い、企業 再生のためのDIPファイナンスの普及活動にも取り組んでいる。他金融機関にとっても、DB Jが介入することにより、信用リスクを軽減し、融資を行いやすくなるというメリットがある。

問題20)

- ① 中小企業再生支援協議会とは、産業活力再生特別措置法(新産業再生法)で規定された認定支援機関であり、全都道府県に設置されている公的機関である。全都道府県に置かれている目的は、地域の実情に合わせてきめ細かく対応するためである。
- ② 中小企業支援協議会の支援プロセスは、第一段階として窓口相談に応じる。経営上の課題や具体的な問題点を抽出し、課題の解決に向けた適切な助言、支援施策・支援機関の紹介を行う。その上で再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、第二段階として外部専門家を活用しつつ主要債権者等との連携を図りながら具体的で実現可能な再生計画の策定支援を行う。また必要に応じて関係金融機関との調整も行う。
- ③ 中小企業再生支援協議会が再生計画策定支援対象とする企業は、基本的に次の要件を満たすものとされている。第一に、過剰債務、過剰設備等により経営に支障が生じているかその懸念のあること。第二に、再生の対象となる事業に事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性があること。加えて債権放棄等の要請がある場合には、第三に、過剰債務により自力再生が困難であること。第四に、法的整理では信用力が低下し事業価値が著しく毀損するおそれがあること。最後に、法的整理の手続よりも多い回収を見込めるなど、対象債権者にとっても経済合理性があることである。
- ④ 中小企業再生支援協議会による事業再生の税制面の特徴として、所定の策定手順に従って策定された再生計画により、金融機関が債権放棄を行う場合には、基本的には「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」「一定の要件を満たす私的整理に係る再生計画の債務免除」として扱われる。
- ⑤ 基本要領において、再生計画案上債権者に対して軽微な金融支援を要請する場合には特に経営者・株主は責任は負う必要がないが、金融支援の中でも債権放棄等重大な支援を要請する場合には、経営者及び株主の両方について責任の明確化を図る内容にするとされている。